

○高松市地球温暖化対策実行計画の改定について

1 経緯

(1) 本市の取組

ア 平成 20 年 6 月に改正された地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）により、中核市等は、その区域の自然的社会的条件に応じて地方公共団体実行計画を策定するものとされた。

イ 平成 20 年 12 月 国が示す策定マニュアルの公表に先行して、温室効果ガス排出量削減に向け「高松市地球温暖化対策」を取りまとめた。

ウ 平成 23 年 2 月 国の策定マニュアルや本市の「地球温暖化対策」を踏まえるとともに、高松市地球温暖化対策実行計画推進協議会等から御意見をいただき、「高松市地球温暖化対策実行計画」を策定した。

エ 実行計画では、計画の期間を平成 22 年度から 32 年度まで、基準年を平成 2 年とし、

- ・環境負荷の少ないライフスタイルの定着促進などの取組（15%）

- ・電力の排出原単位の改善（7%）

- ・技術革新に応じた新たな取組等（3%）

により、温室効果ガスについて、32 年度までに基準年比で 25%削減を目指すこととした。

(2) 国内外の動向

ア 平成 25 年 11 月 C O P 19 において、我が国の温室効果ガス削減目標を 2020（平成 32）年度に 2005（平成 17）年度比で 3.8%減とすることを表明

イ 平成 27 年 7 月 政府は、温室効果ガス削減目標を、2030（平成 42）年度に 2013（平成 25）年度比で 26%減（2005（平成 17）年度比 25.4%減）と決定

ウ 平成 27 年 12 月 C O P 21 において、新たな国際枠組となるパリ協定を採択

エ 平成 28 年 3 月 県が「香川県地球温暖化対策推進計画」を策定

オ 平成 28 年 5 月 パリ協定等を踏まえ、国が地球温暖化対策計画を策定。同計画において、我が国の温室効果ガス削減目標について、

① 中期目標として、国内の排出削減・吸収量の確保により、
2030年度において、2013年度比26.0%減
(2005年度比25.4%減)の水準にする

② 2020年度の削減目標については、2005年度比
3.8%減以上の水準にする

と掲げ、②の削減目標については、原子力発電の再稼働に伴う削減効果は含まれていないとしている。

削減目標の詳細については、**資料 2**を参照

カ 平成28年 5月 改正温対法が公布・施行され、中核市等が策定する実行計画に定める事項に一部追加された。

① 利用に伴って排出される温室効果ガスの量がより少ない製品等の利用促進

② 都市機能の集約の促進

キ 電源別電力量構成比において、原子力発電の停止に伴い、石炭火力及び石油火力が大きく伸びたが、水力を始めとする再生可能エネルギーも徐々に増加している。

● 電源別発電電力量構成比 (単位：%)

	原子力	水力	石炭	石油等	LNG	新エネルギー
2014	0	12	56	19	8	5
2013	0	10	56	23	8	3
2012	0	12	51	27	8	2
2011	19	10	47	17	6	1
2010	43	9	36	6	5	1

出典：よんでんグループ環境関連データ集 2015

(3) 温室効果ガス排出量の推移

ア 我が国の排出量 (環境省による確報値)

事項\年度	1990		2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
温室効果ガス排出量(百万t-CO ₂)	1,271		1,397	1,378	1,413	1,327	1,251	1,305	1,355	1,390	1,408
1990年度を1とする割合	1		1.10	1.08	1.11	1.04	0.98	1.03	1.07	1.09	1.11
2005年度を1とする割合			1	0.99	1.01	0.95	0.90	0.93	0.97	0.99	1.01

イ 高松市の排出量

事項\年度	1990		2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
温室効果ガス排出量(千t-CO ₂)	2,714		2,843	2,742	2,799	2,515	2,599	2,490	2,894	3,370	3,646
1990年度を1とする割合	1		1.05	1.01	1.03	0.93	0.96	0.92	1.07	1.24	1.34
2005年度を1とする割合			1	0.96	0.98	0.88	0.91	0.88	1.02	1.19	1.28
四国電力の排出係数(kg-CO ₂ /kwh)	0.410		0.378	0.368	0.392	0.326	0.356	0.326	0.485	0.656	0.706

2 改定の趣旨

以上のように、国が地球温暖化対策計画を策定し、対外的な公約を踏まえ、新たに温室効果ガスの削減目標を掲げたこと、原子力発電所の運転停止に伴う火力発電の増加によって、エネルギー起源二酸化炭素の排出量が増加したこと、再生可能エネルギーによる発電が増加していることなど、本市の地球温暖化対策をめぐる諸情勢に大きな変化を来していることから、より実効性のある内容とするよう本市実行計画を改定する。

3 改定の基本方針

中長期的な展望の下、本市の将来を見据えた低炭素社会づくりに向けた目標を明確にするとともに、本市の自然的社会的特性を活かし、市民・事業者・行政等が一体となり、積極的かつ効果的に取り組む地球温暖化対策を取りまとめた計画とする。

4 計画の主な内容

ア 市民及び事業者の意識調査

地球温暖化対策についての関心や取組状況等を把握し、対策や施策に反映させるため、アンケート調査を実施。アンケート結果は計画に反映させるとともに、現計画策定時のアンケート結果との対比で計画書に掲載する。

調査対象

市民：2,000人（無作為抽出）

事業所：500事業所（業種ごと）

アンケート（案） **資料3（1）（2）** のとおり

イ 市域における再生可能エネルギー資源の調査と活用案の検討

ウ 温室効果ガスの排出量の現況把握、将来推計

エ 温室効果ガス削減目標の設定

オ 対策・施策の立案 など

5 改定のスケジュール

資料4 のとおり